

**令和4年第1回
土岐市教育委員会定例会会議録**

土岐市教育委員会

令和4年第1回土岐市教育委員会定例会会議録

議事日程

令和4年1月21日（金曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 令和3年第12回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第1号 令和3年度二宮文化賞の授与について
- 日程第4 議第2号 土岐市外国語指導助手任用規則について
- 日程第5 議第3号 土岐市放課後教室条例施行規則について
- 日程第6 議第4号 土岐市放課後教室実施要綱を廃止する告示について
- 日程第7 報第1号 令和3年度土岐市教育文化賞の授与について
- 日程第8 教育長報告

本日の出席者

教	育	長	山	田	恭	正	君
委		員	加	藤		悟	君
委		員	大	野	良	子	君
委		員	酒	井	真	吾	君
委		員	大	橋		廣	君

説明のため出席した者

事務局長	松	原	裕	一	君
教育次長	塚	本		修	君
教育総務課主幹	加	藤	貴	史	君
生涯学習課課長	堀	尾	宜	弘	君
文化スポーツ課長	吉	本	順	一	君
給食センター所長	林		孝	子	君
図書館長	西	部	浩	司	君

- ・ 会議の傍聴人 なし
- ・ 会議に遅参した者 なし
- ・ 会議の公開、非公開の状況 公開
- ・ 教育長報告 あり

場所 市役所 大会議室 2 A

会議録作成者

教育総務課主幹	加	藤	貴	史	君
---------	---	---	---	---	---

開会 午後3時00分

山田教育長

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定によりわたくしから、酒井真吾委員を指名いたします。

次に、日程第2 令和3年第12回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 議第1号 令和3年度二宮文化賞の授与について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課主幹

〈説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

加藤委員

選考会では何人の候補があり、どのような方が候補となっていたのでしょうか。

教育総務課主幹

4名の候補の中から選考しました。陶芸の方が2名、文化財保護活動されている1団体、音楽活動の指導者として1名となっています。

加藤委員

それらの方は過去にも候補者として挙げられていましたか。

教育総務課主幹

陶芸の方は3回目、文化財活動の団体も3回目、音楽の方が2回目、もう一人の陶芸の方が1回目となり、今回は3回候補に挙げられた方の受賞となります。

教育長

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第1号 令和3年度二宮文化賞の授与について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第1号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議第2号 土岐市外国語指導助手任用規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課主幹

《説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

加藤委員

J E Tプログラム参加者である外国語指導助手についての規則ということであるが、現在お手伝いいただいているA L Tの皆さんは、すべてJ E Tプログラムによるものですか。

それから、5年経過しようとしているスワンさんはどのようになりますか？

教育総務課主幹

現在4名のA L Tさんをお願いしているところですが、4名ともJ E Tプログラム参加者としてこちらでお手伝いいただいているところです。スワンさんは5年経過するため来年7月までの任用となります。

加藤委員

土岐市においてはJ E Tからの人材を登用し、他からは無いということになりますか。

教育総務課主幹

A L Tの採用については、J E Tプログラムと民間の人材派遣とありますが、J E Tプログラムからの採用の方が予算的なメリットが得られることからJ E Tプログラムを活用していくものとなります。

教育長

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第2号 土岐市外国語指導助手任用規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第2号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議第3号 土岐市放課後教室条例施行規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

堀尾生涯学習課長

〈説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

大橋委員

延長時間については夜6時から7時に延長するとのことで、延長利用するには許可が必要とのことであるが、例えば、明日から延長したいなど即時に対応することは可能でしょうか。

生涯学習課長

延長利用については通常年度当初に申請をいただくものとなります。延長利用においては就労証明書の添付が必要となることから事前に申請いただき審査しての対応となり、利用料を負担いただくこととなります。

現状として、6時までに迎えができず時間が遅れるようなことはありますが、その時は臨機応変に対応しているところです。頻繁に繰り返されるようであれば、公平性を保つため延長申請をしていただくことを考えています。

教育長

延長利用は年間利用となるわけですが、扱い方として月ごとに予定を確認するのですか。

生涯学習課長

利用月の前月に延長利用の予定を確認する予定です。その内容

で職員の配置計画をしたいと思いますので、延長利用者がいない日にちについては6時で閉めることとなります。

大野委員

放課後教室利用料は、通常は3,000円、延長は1,500円とのことであるが、延長利用は利用日数に関係なく一律の料金となるのでしょうか。

生涯学習課長

1日でも利用されれば1,500円となります。

加藤委員

現在は実施要綱で運用されているところですが、今回、実施要綱から条例・規則にしたことで違ってくるところがあれば教えてください。

生涯学習課長

従前の運用は実施要綱と内部取決めの内規で行っていきまして、要綱は教育委員会内での取決めとなっていました。今回、延長利用という新しい制度ができることを踏まえ、実効性や公平性を確保するため、市の条例として制定し運用しようとするものです。今までの実施要綱が条例となり、内規が規則となるイメージになります。

大野委員

規則の中に不許可や利用停止の通知について条項があるが、今までにそういった事例はありましたか。

生涯学習課長

基本的に放課後教室の扱いというのは、すべての子供たちを受け入れるという前提で実施しておりますので、不許可や利用停止をしたようなことは現状としてはありません。利用停止は、放課後教室を利用していく中で、集団行動に馴染めなかったり、適応しなかったりする場合を想定しているところですが、保護者の方と相談しながら対応をしていくものとなります。

大野委員

料金の支払いはどのような形で行いますか。

生涯学習課長

毎月口座振替にて利用料を引き落とししているところです。

教育長

ほかに、質疑・討論はございませんか。
なければ質疑・討論を終結いたします。
続いて採決を行います。

議第3号 土岐市放課後教室条例施行規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第3号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6 議第4号 土岐市放課後教室実施要綱を廃止する告示について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

堀尾生涯学習課長

《説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第4号 土岐市放課後教室実施要綱を廃止する告示について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第4号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 報第1号 令和3年度土岐市教育文化賞の授与について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

塚本教育次長

《説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

加藤委員

やはり、褒めてもらうことは非常にうれしい。このような方が育って全体の底上げに期待したい。規約により今回漏れた方もおられますが、その方たちも何らかの形で褒めてあげられると良いなど

思います。

教育長

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、報第1号 令和3年度土岐市教育文化賞の授与について、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

教育長

次に、日程第8 教育長報告をいたします。

昨日よりまん延防止地域の指定を受け、学校や文化・スポーツ施設はコロナ対応を行うため、動きを止めて粛々と遂行しないとけない事もあるが、教育委員の皆さんにはご理解をいただきながら、地域の方から何か声をお聞きになられたら教えていただきたいです。イベント等においてはチケット販売との兼ね合いなどから実施する事業もあるが、感染対策をしっかりと取りながら開催しますのでご理解をいただきたいと思えます。

それではこれで、本日の日程全部を終了しました。

これをもって、令和4年第1回土岐市教育委員会定例会を閉会します。

閉 会 午後3時45分